

お客様へ

『要指導医薬品及び一般用医薬品をご購入の前に』

【1】医薬品は要指導医薬品と一般用医薬品

(リスクに応じた3つの区分)に分類されています。

「リスク」とは副作用を含めた服用に注意を要する「度合い」のことです

要指導医薬品	医療用から一般用医薬品に移行して間もなく、一般用としてリスクが確定していない薬。 医療用としての使用経験がない一般用医薬品。(ダイレクトOTC) 毒薬・劇薬。
第1類医薬品	おもにお医者さんで処方されていた薬と同じ成分を含み、副作用が心配されることもあり、特にリスクの高い一般用医薬品。
指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、使用に注意を有するリスクの高い一般用医薬品。
第2類医薬品	まれに健康を損なうおそれのある成分を含む、リスクの高い一般用医薬品。
第3類医薬品	第1類、第2類(指定を含む)を除いた比較的低リスクの低い一般用医薬品。

【2】要指導医薬品・リスク分類はパッケージに表示されています

要指導医薬品	第2類医薬品	第2類医薬品
第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品

※②、③はどちらも指定第2類医薬品を表します。

【3】医薬品に関する情報提供について

医薬品をお求めの際は、専門家に相談ください。

要指導医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師が必ず書面又は電磁的記録を用いて説明します。
第1類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師が必ず書面又は電磁的記録を用いて説明します。
指定第2類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
第2類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
第3類医薬品	ご希望により薬剤師または登録販売者が説明します。

※要指導医薬品・一般用医薬品をご購入後にご相談がありましたら遠慮なく当店までお越しいただく、お電話下さい。薬剤師または登録販売者が責任を持って対応します。

【4】医薬品の陳列について

- ◇要指導医薬品はカウンター内(要指導医薬品陳列区画の内部)もしくは施錠している陳列設備に陳列しています。又、一般用医薬品を混在させないように陳列しています。
*要指導医薬品の取扱有無については薬剤師にご確認してください。
- ◇第1類医薬品は、カウンター内に陳列しています。他の医薬品売り場には第1類医薬品は置いておりませんが、取扱っている商品がわかるようになっています。
- ◇第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分毎に混在しないように陳列しています。
指定第2類医薬品は薬剤師、または登録販売者が情報提供できるよう、薬剤師または登録販売者が常駐している場所の7m以内に陳列しています。

【5】指定第2類購入について

指定第2類医薬品の禁忌(用法、用量、併用を避けるべき医薬品など)の確認や使用上の注意については薬剤師・登録販売者に相談してください。

【6】医薬品による健康被害の救済に関する制度について

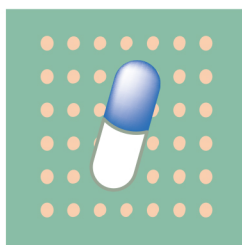
- ◇医薬品副作用被害救済制度とは
医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、医薬品副作用被害救済制度です。
医薬品副作用被害救済制度についてのお問合せ先
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931(フリーダイヤル)

【7】個人情報について

販売記録の作成にあたり「個人情報保護法」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定)を遵守し、個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

【8】苦情相談窓口について

- ◇医薬品の購入や販売等に関して不都合があった場合には、苦情を申し立てることができます。
各県、保健所設置市及び特別区の苦情・相談窓口へ。



実費手数料一覧 (2023.4)

下記の項目につきましては、保険適用外となっているため、患者様の実費負担となります。
ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

調剤報酬明細書 (レセプト) 発行手数料

一通につき550円(税込)

※学校に提出するスポーツ保険、会社等に提出する
労災保険用のレセプトは無料です。

自賠責保険 請求書類 発行手数料

一件につき1,100円(税込)

※保険会社様へ請求させていただきます。

配 達 料

一件につき550円(税込)

※薬剤師が必要と判断した場合に、患者様へご提案させていただきます。

※患者様からのご依頼による配達は原則お受けしておりません。

※配達可能エリアは薬局近隣のみとなっております。

※欠品等、薬局都合による配達は無料です。

郵 送 料

実 費

※法令等で認められた特別な場合を除き、薬局にてお薬の説明をお受けいただいた後、重くて運べないなどの理由がある場合にお受けしております。

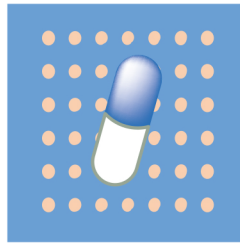
※お薬の内容によってはお受けできない場合があります。

※欠品等、薬局都合による郵送は無料です。

患者様の希望による(医師が治療上の必要性を認めない)一包化

7日分毎に340円(税込)

※1~7日分:340円、8~14日分:680円、15~21日分:1,020円…となります



「個別の調剤報酬の 算定項目の分かる明細書 の発行について」

1ページ					
保険調剤明細書					
発行日 令和 ○年○月○日 調剤日 令和 ○年○月○日					
イオン様					
処 方 内 容	調剤技術料 (点)	薬学管理料 (点)	薬剤料 (点)	医療材料 (点)	保険外項目 (円)
調剤基本料 1	45				
地域支援体制加算 1	32				
連携強化加算	5				
医療 DX 推進体制整備加算 2	6				
内服薬薬剤調製料 ラスビック錠 75mg 1錠 分1 朝食後 7日分 調剤管理料 (内服薬)	24	4	210		
内服薬薬剤調製料 後)カルボシステイン錠500mg「トーフ」 2錠 フスコデ配合錠 4錠 分2 朝・夕食後 7日分 調剤管理料 (内服薬)	24	4	35		
内服薬薬剤調製料 ブレドニン錠5mg 2錠 分1 朝食後 3日分			6		
屯服薬薬剤調製料 後)ロキソプロフェンNa錠60mg「サワイ」 1錠 疼痛発熱時 10回分	21		10		
服薬管理指導料 (3ヶ月以内来局なし)		59			
合 計	157	67	261		税

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

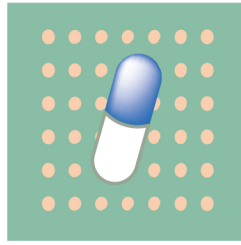
★ご注意★
この明細書は、保険調剤の点数計算上の内訳書であり、
服用方法を示すものではありません。
服用にあたっては、薬局薬剤師の指示に従ってください。

兵庫県宝塚市栄町 2 丁目 1-2
つばさ薬局 ソリオ店
0797-86-3711

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の負担がない方につきましても、令和2年4月1日より、明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称等が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族等代理の方がお会計を行う場合も含め、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。



当薬局では ジェネリック(後発)医薬品を 推奨しています

ジェネリック(後発)医薬品とは…

ジェネリック(後発)医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、効き目、安全性をもつ低価格なお薬のことです。

※お薬によっては、若干の違いがある場合がありますので、ご注意ください。

私たちはジェネリック(後発)医薬品をこのように選んでいます

ジェネリック(後発)医薬品はいろいろな会社で製造されています。
私たちは患者様に安心してジェネリック(後発)医薬品をお使いいただくために、次のような基準でおくすりを選択しています。

●患者様に安心してお薬を飲んでいただけること

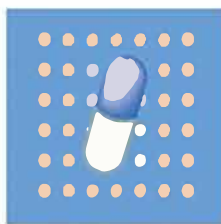
先発医薬品と同じだと言われても、なんとなく不安…という方も多くいらっしゃいます。
私たちは、先発医薬品との違いをきちんとしたデータで示すことのできるおくすりを選択しています。

私たちはジェネリック(後発)医薬品の安定供給に努めています

日本国内では現在様々な理由により、数千品目の医薬品の流通が不安定になっています。
当薬局では医薬品卸からの定期的な購入はもちろん、地域のお薬局と協力し、医師が処方したお薬が患者様のお手元にしっかりと届くよう努めています。
当薬局でお薬をご用意できない場合には、他の薬局をご紹介させていただくことがあります。
また、お薬のお渡しまでお時間を要する場合があります。
当薬局スタッフはもちろん、医薬品卸の方々も医薬品の確保に精一杯尽力しております。
ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、皆様のご理解とご協力よろしくお願いいたします。

当薬局は、厚生労働省が定める後発医薬品調剤体制の施設基準に適合しており、後発医薬品調剤体制加算の算定が認められております。

先発医薬品だけでなく、ジェネリック(後発)医薬品についてもお気軽にご相談ください。



当薬局では、
厚生労働省が定める施設基準を満たしており、
その旨を近畿厚生局に届け出ていることから、
以下の施設基準加算を算定しております。

- 調剤基本料1
- 地域支援体制加算
- 後発医薬品調剤体制加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 在宅薬学総合体制加算
- 連携強化加算
- かかりつけ薬剤師指導料
- かかりつけ薬剤師包括管理料
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料

なお、ご不明な点等がありましたら、
お気軽にスタッフまでお問い合わせください。